



よくある質問

利用者登録について

- Q 南相馬市に住民票がないと登録できないの？
- A 登録できません。定額タクシー「みなタク」は、南相馬市に住民票があり、原町区又は鹿島区に居住する方が対象となります。
- Q 運転免許証をもっているけど、「みなタク」は使えるの？
- A みなタクの利用に年齢制限や資格制限はありません。運転免許証をお持ち方や75歳未満の方でもご利用できます。
- Q 中心部地域に住んでいないけど利用できるの？
- A 自宅から行くことのできる範囲を区内中心部地域と表現しております。お住まいの地域が区内中心部地域以外でもご利用可能です。
- Q 利用者カードは申請するとすぐにもらえるの？
- A 手続完了後に自宅に郵送します。申請からお手元に届くまでは10日程度を目安としてください。
- Q 登録情報（氏名や住所など）に変更があった場合は手続きは必要なの？
- A 登録情報に変更があった場合は、変更申請をしていただき、利用者カードの変更が必要になります。変更前の利用者カードは使用できませんので、ご注意ください。なお、市外へお引越された場合は、利用者カードの返却、または、ご自身で廃棄をお願いします。
- Q 利用者が亡くなった場合はどうすればいいの？
- A 利用者カードはご利用できませんので、利用者カードの返却、または、ご家庭で廃棄をお願いします。
- Q 家族で利用したいが、全員申請した方がいいの？
- A 一緒に乗車する方が1人でも利用者カードを持っていれば利用できます。ただし、利用者カードをお持ちの方が一緒に乗車しない場合は、適用できません。そのため、利用する方は皆様全員ご登録いただくことをお勧めしています。
- Q 74歳未満で新たに片道500円の要件に該当（障がい者手帳の交付や介護認定、運転免許の自主返納）するけど、申請は必要なの？
- A 必要になります。申請いただくと利用料金が片道500円になります。
- Q 片道500円の要件に該当（障がい者手帳の交付や介護認定、運転免許の自主返納）していたけど、要件が外れた場合は、手続きは必要なの？
- A 片道500円の要件が外れた場合は、手続きが必要になります。みなタクの利用料金が片道500円ではなくなるため、必ず以下の担当までご連絡ください。

サービス内容について

- Q 普通のタクシーとは違うの？
- A 電話予約や料金の支払い方法、車両などは通常のタクシーと違いはありませんが、次の部分が違うところです。「利用料金が定額」「目的地や利用時間帯が限られている」「事前に利用申請を行い、利用者カードの交付を受ける」
- Q 利用できるタクシーは決まっているの？
- A 中面の「ご利用できるタクシー会社」に記載のある事業者になりますので、ご確認ください。
- Q 原町区内のどこで乗り降りしてもいいの？
- A 乗り降りできる場所に制限がありますので、中面の「乗車・降車が可能な場所」をご確認ください。
- Q 病院からスーパーへの移動にも使えるの？
- A 使えません。乗降場所のどちらか一方が自宅である必要があります。
- Q 利用者カードを忘れたらどうしたらいいの？
- A ご利用には、タクシーに乗車する際に利用者カードの提示が必要となります。お忘れの場合はみなタクの適用ができませんので、ご注意ください。なお、利用者カードを無くされた場合は、再発行手続きが必要になりますので、以下の担当までご連絡ください。

利用方法について

- Q みなタクを利用するにはどうすればいいの？
- A 通常のタクシー利用と同様に電話等でタクシー会社に連絡してください。乗車の際に利用者カードを提示してください。
- Q 利用制限はあるの？
- A 利用制限はありません。一日に複数回利用できますが、ご利用の都度、料金がかかりますので、ご注意ください。
- Q 通勤や通学にも使えるの？
- A 利用目的は問いませんので、どのような目的でも利用可能です。
- Q 事前にタクシーの予約はできるの？
- A 事前予約は、各タクシー会社での対応としています。ご利用するタクシー会社にお問い合わせください。

登録は無料!

定額タクシー



定額で安心!

「みなタク」ご利用ガイド 《原町区版》

南相馬市の原町区に住民票がある方は、
どなたでもご利用いただけます。

お買い物や
通院に。

いつも通り、
タクシーを
呼ぶだけ!

 南相馬市 市民生活部 生活環境課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
TEL.0244-24-6565 FAX.0244-23-0311
URL <https://www.city.minamisoma.lg.jp>

 南相馬市



サービスの概要

バスなどの交通機関が利用しにくい皆様の生活をサポートするためのサービスです。ご自宅と決められた乗降場所（右記記載）との間にご利用いただけます。

サービスを利用できる方

原町区内に住民票のある方 ※年齢や運転免許証の有無などの制限はありません。

ご利用方法 《ご利用には、事前に利用者登録が必要です。》

市役所に申込み（定額タクシー利用者登録申請書を提出）をしてください。

※窓口又は郵送で受け付けております。お申込みいただくと10日程度で「みなタク利用者カード」をご自宅にお送りいたします。「みなタク利用者カード」が自宅に届きましたら、その日からご利用いただけます。

①

乗車できる場所
(右記記載)に電話で
タクシーを呼ぶ。




②

タクシーに乗車し、
「みなタク利用者カード」を
掲示し、目的地を告げる。



③

降車時に
規定の利用料金を
支払う。



ご利用できる曜日・時間

月曜日から土曜日(祝日を除く)

7時から19時

※乗車した時間を基準とします

ご利用できるタクシー会社

一般タクシー	平和タクシー	☎0120-23-3126
	昭和タクシー	☎0244-23-2165
	のぞみケアタクシー	☎0244-26-9110
	富士タクシー	☎0244-32-0030

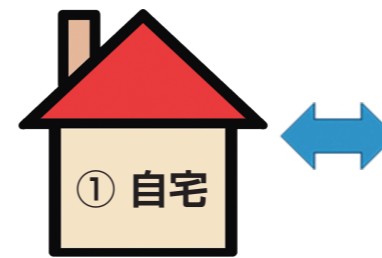
※75歳以上の方などで、ご自宅と鹿島厚生病院との間の移動に利用する場合には、北郷タクシー(0120-85-4135)もご利用いただけます。

介護タクシー	のぞみケアタクシー ☎0244-26-9110	介護タクシーかえる ☎0120-86-8649
	介護タクシーハート ☎090-8926-0143	介護タクシーえみくる ☎0244-26-4814

※介護タクシーは、身体障がい者手帳をお持ちの方、介護保険制度の認定を受けている方、身体や精神に障がいがあり単独でのタクシー利用が困難な方などにご利用いただけます。

乗車・降車ができる場所(原町区にお住まいの方)

以下に記載する「①自宅」と「②～④」との間の移動にご利用いただけます。



② 原町区内中心部地域

青葉町、旭町、東町、大町、小川町、上町、北町、国見町1～2丁目、栄町、桜井町、高見町、仲町、錦町、西町、橋本町、日の出町、二見町、本陣前1丁目、三島町、南町、本町

③ 原町区内の医療機関(クリニック・歯科医院)、スーパー、生涯学習センター

④ 鹿島厚生病院 ※75歳以上の方などに該当する方のみ

利用料金(片道)

対象となる方	利用料金(片道)	乗車・降車ができる場所
・自宅住所が原町区内中心部地域の方	600円	①自宅 ②原町区内中心部地域 ③原町区内の医療機関(クリニック・歯科医院)、スーパー、生涯学習センター
・自宅住所が原町区内中心部地域以外の方	900円	①自宅 ②原町区内中心部地域 ③原町区内の医療機関(クリニック・歯科医院)、スーパー、生涯学習センター
75歳以上の方など ・75歳以上の方(翌年3月31日までに75歳になる方も含む) ・身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている方 ・介護認定(要支援者も含む)を受けている方 ・運転免許証を自主返納した方	500円	①自宅 ②原町区内中心部地域 ③原町区内の医療機関(クリニック・歯科医院)、スーパー、生涯学習センター
	2,000円	①自宅 ④鹿島厚生病院

※介護タクシーの介助料等は別途必要です。なお、「介護保険制度」を使った介護タクシーの利用の場合は、定額タクシー「みなタク」の対象外となります。

《各地区の生涯学習センターの利用料金》

次の生涯学習センターへの移動の利用料金(片道)は、対象の自宅住所の場合は「600円」となり、対象以外は「900円」となります。※75歳以上の方などは、一律「500円」となります。

乗降場所	対象の自宅住所(大字)
大甕生涯学習センター	江井、大甕、萱浜、北原、小沢、小浜、雫、下江井、堤谷、米々沢
太田生涯学習センター	小木迫、片倉、上太田、牛来、下太田、高、鶴谷、中太田、益田、矢川原
石神生涯学習センター	石神、牛越、大谷、大木戸、大原、押釜、北長野、北新田、信田沢、高倉、長野、馬場、深野
高平生涯学習センター	泉、金沢、上北高平、上高平、北泉、下北高平、下高平